

4．構想推進の取り組みと課題

4 - 1 推進協議会の新しい役割

「九州大学学術研究都市推進協議会」は、九州大学の福岡都市圏西部への統合移転を契機として、新しい学術研究都市の整備に関する構想の策定に取り組むため、地元産学公の総意に基づき設立したものです。

本構想は、3年間にわたる協議会の活動の成果をとりまとめたもので、九州大学を核としたアジア・世界に誇れる学術研究都市を産学民公の広範な連携・協働によって実現しようとするものです。この構想の具現化に向けて、九州大学学術研究都市推進協議会は、引き続き新たな役割を担う必要があります。

本構想の具現化に向けた当面の推進協議会での活動は、次のようなものを考えています。

1. 構想のプロモーション(広報)活動

本構想で学術研究都市形成の新たな手法として提案している「推進機構」や「HST」などを実現し、「筑波」、「関西」に続く、これらとは異なる「第三」の学術研究都市を形成するため、国内外の政府機関並びに企業等に理解と協力が得られるよう、積極的にPRしていきます。

特に、財政的な支援はもちろんのこと、今後、法制度・税制等の整備が必要となることも想定されることから、国の関係機関と協働していくことが重要になります。

2. 「(仮称)九州大学学術研究都市憲章」の制定

この学術研究都市の地域は、2市2町の1次圏と2県3市3町の2次圏で構成されており、県境を越える複数の行政区域にまたがっています。

したがって、これらの行政間の協力・連携に加え、地域の産学民の協力・連携の強化がこれまで以上に重要となります。

このため、構想推進とその実現に向けた産学民公の共通認識を醸成するため、学術研究都市整備の目標、理念及びそれぞれの責務等を明らかにした「(仮称)九州大学学術研究都市憲章」を制定します。

3. 推進機構等の検討

本構想に掲げている地域科学技術システムの構築と快適空間の形成一体的に実現・推進していくためには、産学民公の連携・協力とともに、それぞれの組織の枠を超えた諸活動が必要となります。

このため、これまでの組織にとらわれず、知の創造空間を実現するための種々な業務を一元的に企画・実施する組織として、「(仮称)九州大学学術研究都市整備推進機構」の設立を目指します。

また、分散型地域核“ほたる”に代表される新しい地域整備を管理する組織として、「(仮称)いとしま計画連合」などのあり方を検討します。

4 - 2 (仮称)九州大学学術研究都市整備推進機構の設立

構想推進のための具体的な活動業務を地域の産学民公が一体となって展開していく組織、「(仮称)九州大学学術研究都市整備推進機構」(以下推進機構と呼ぶ)の設立に向けて、平成13年度に設立準備に着手します。

推進機構のあり方については、推進協議会、(仮称)いとしま計画連合、既存機関などとの役割分担を含め、検討することが必要です。引き続き設立準備に向けて、次の3点を、当面推進機構が取り組む業務としての検討を行うこととします。

大学や地域の知の創造・連携を進める“知の中央ステーション：HST”の推進本部の設置等、研究、起業に関するマネジメント等の展開

タウン・オンキャンパスにおいて、大学と地域が渾然一体となって知的交流や連携を行うための場の整備や新たな導入機能の受け皿準備など、タウン・オン・キャンパス整備の手法

“ほたる”整備や地域整備の総合調整、さらにプロジェクト誘致、研究機関や企業の誘致推進活動、構想のフォローアップ等を担う都市全体の地域マネジメント体制の構築

以上の点について、必要な業務、内容等の概要を示します。

1. HST推進本部の設置

HST推進本部の役割として、HSTの整備に必要な機関や機能の誘導、プロジェクト立案、HSTに関連する事業間・組織間の調整、HST整備戦略の見直し等、具体的業務のあり方の検討が必要です。

また、HSTの展開において、九州大学産学連携機構(BLO)、九州大学高等研究機構(検討中)、先端科学技術共同研究センター、ベンチャービジネスラボラトリー、(株)産学連携機構九州(UIP)など、九州大学の学内外に設置される関連組織との連携を視野に、強力かつ広範囲な推進体制を整備していくことが必要です。

(1) 科学技術・研究特区の実現

学術研究都市内への企業、研究機関をはじめ、優秀な人材の定着を図るため、企業活動、研究活動上の税制上の優遇措置(固定資産税や法人税等)や研究開発の集中投資、人材交流・流動制度の緩和(留学、就業、滞在の法的規制の緩和など)などを推進する「科学技術・研究特区」の検討が必要です。

この特区では、研究、起業に求められる様々な機能(交流、滞在、研究、教育等)に対して、立地支援、税制等の優遇が適用されることを想定しています。

(2) 科学技術戦略会議の編成

グローバルな“知のネットワーク”を展開していくためには、HSTの知的な求心力と発信力を高めることが必要です。そのため、自立的な地域科学技術戦略を構築し、「21世紀科学」の創造・発信を行っていくため科学技術戦略会議の設立が必要となってきます。

(3) 研究マネジメント機能の整備

大学や研究機関の成果を地域ニーズの実現や社会的課題解決に結びつけていくためには、「入口」「出口」の双方を抑えた研究マネジメントの手法と体制が非常に重要になってきます。そのため、コーディネート機能、コンサルティング機能、研究・研究資金等情報サービス機能などの整備が必要です。

(4) 起業マネジメント機能の整備

研究開発によって生まれてくる成果だけでなく、大学・企業・地域から湧出するアイデアやニーズを産業として育成していく起業化の推進が今求められています。そのため、起業家育成プログラムなど人材育成、企業スタートアップのためのインキュベータ施設、経営ノウハウや資金情報等のサポートが必要になります。

(5) DAFの推進と連携

HST展開のプレステージ事業「スマートダウンタウン福岡(知的都心)」の形成に向けてDAFの推進を図り、将来は推進機構との連携により、高密度な知識交流のノウハウと人脈をHSTにおける事業展開に活用していくことが必要です。

2. タウン・オン・キャンパスの整備

タウン・オン・キャンパスは、学術研究都市の顔として、シンボリックな機能や、HST機能、さらにキャンパスライフを支える多様な機能が、大学と相互乗り入れによって、連続性と一体性をもった空間としての整備を目指しています。そのため、個々の機能の役割と主体の検討、規模、立地などの詳細な検討を進めるとともに、九州大学の法人化後の施設設置・運営の方針を踏まえ、タウン・オン・キャンパスの一体的空間整備のための手法を検討する必要があります。

3. 学術研究都市の総合マネジメント体制

本構想地域の1次圏、2次圏の土地利用に関する担当部門は複雑多岐にわたっています。そのため、当該圏域の望ましい将来像の実現に向けて、別途設置を検討している「(仮称)いとしま計画連合」と連携し、土地利用・都市機能の一体化に資する連絡調整、合意形成のためのシステムを検討することが必要です。

当面は、業務の対象範囲は1次圏を中心として行い、都市の熟成に応じ2次圏へと拡大していくものとします。

(1) 総合窓口の設置

学術研究都市は、国、企業、地域住民に対し開かれた空間を提供することをその理念としています。したがって、推進組織機構には総合窓口を設置し、外部からの相談に対する地域の各機関の紹介、相談の総合的なとりまとめ、問題点の吸い上げ、情報提供による啓発活動等を行い、学術研究都市の円滑な運営を行う必要があります。

(2) 構想のフォローアップ

本構想は多分野にわたるもので、関係する産学民公のそれぞれの組織でこの実現に向けた各種の取り組みを行うものです。よって、日常的に構想の進捗を確認することにより、効果的な事業進捗を図ることが不可欠です。

このため、組織相互で確認することはもちろんのこと、同一組織で一元的に各種業務や活動の状況を把握する必要があります。

また、構想がある程度、進捗した段階においては、本構想そのものを評価し、見直す必要もあります。その時点で見直しの体制を整備するのではなく、その作業が適切に行われるよう、あらかじめ体制を整えておくことが必要です。

(3) 行政間連絡調整

圏域内における開発計画の許認可時には、その状況によってクリアしなければならない関係法令が

多岐に及び、なおかつ認可を行うセクションが分割されています。

したがって、これら煩雑な事務手続きを軽減するために、該当する行政部局間での調整、支援するための機能を有する組織「(仮称)いとしま計画連合」との連携を図る必要があります。

(4) 土地情報流通システム構築・企業立地支援

開発適地等、土地情報のデータベース化を図り、圏域内外の企業・研究機関及び圏域内居住希望者等に対し、情報提供、用地斡旋を行うことが必要です。

また、ホームページ等の各種の情報媒体を活用して、各種機関への域内立地を働きかけ、各種機能の立地により、都市の熟成を推進することが必要です。

(5) 地域づくりコンサルティング

地域の良好な生活空間創出のためには、現行各法に関する規制だけに基いた手法では、必ずしも十分ではない場合があります。

そのため、開発計画の際には、景観等の面からアドバイスを行ったり、地域住民の意見の収集、調整行為、計画作成等における地域・建築デザイナーの派遣、紹介等の業務が必要となります。

4. 地域連携・国際交流の推進

(1) 地域連携、国際連携支援(コンベンション活動支援)

産学・地域連携の促進を目的とした各種施設の誘致、イベントの企画、情報提供活動などを通して、学研都市内の交流支援が必要です。また、情報、人材のグローバルな交流・展開を促進するため集会施設、宿泊施設の誘致、各種コンベンションの企画支援、学術研究都市の国際的交流活動の支援を行い、コンベンション都市としてのポジションの確立を図ることが求められます。

(2) 留学生支援(滞在、就業)

情報及び人材における国際的な展開を促進するために、学術研究都市内には多くの留学生が居住する施設が必要となります。このため、ホームステイ先の斡旋や居住施設の誘致支援が必要です。

さらに、アルバイト等雇用機会の斡旋、地域との交流支援、日本語教育等の地域的な取り組みを推進していくことが必要です。

4 - 3 (仮称)いとしま計画連合の構築

1. 必要性

本構想では、4つの理念に基づき学術研究都市に相応しい都市整備と機能の誘導を図ることとしています。このうち、タウン・オン・キャンパス、市街地形成ゾーン、田園ゾーンについては、推進機構及び関係機関が当面、整備、開発及び保全することによって、本構想の実現を目指します。

自然農業保全・共生ゾーンにおいては、分散型地域核“ほたる”の整備を進めることとしています。“ほたる”開発の管理は、基本的に森林や農地の転用も含めた開発許可と地区計画等の土地利用規制を活用して進めることとしていますが、実際の制度の運用については、県及び市町の担当部局が担っていますので、公平で一元的な運用を実現するため、県・市町の行政連合体として、(仮称)いとしま計画連合(以下計画連合という)を組織化することが望まれます。

なお、この計画連合については、九州大学学術研究都市の熟成等も視野に入れながら、当面は1次圏を対象に組織化していくこととします。

2. 組織の概要

開発許可や土地利用規制の運用は、本構想の実現のみを目的に行われるものではありません。このため、現行の法制度のもとでは、第三者に対抗できる法的根拠をもつ等の公的機関の設立は困難と思われれます。

学術研究都市が熟成する時期には、このような機関の設立も可能になると考えられますが、当面、組織化する計画連合は、次のような運営を目指すものとします。

- ・計画連合は、推進機構、1次圏内各市町、県の担当部門及び九州大学等により組織します。
- ・計画連合は構成体間の協定などによって成立する任意の組織として位置づけ、具体の運用を行う構成行政庁が当該協定に基づき、一定の責任を有するものとします。
- ・行政間の調整等の“ほたる”開発の管理については、九州大学の専門家等をメンバーとした委員会等において審議し、公平で柔軟な運用を行うこととします。

4 - 4 (仮称)九州大学学術研究都市憲章

1. 都市憲章の必要性

本構想が目指す都市づくりにおいては、理念や産学民公それぞれの責務、都市づくりにあたっての基本的な方向性等を明らかにした規範となるべきものが必要です。

今後、学術研究都市内で、各主体が行う都市づくりに関する行為が、何の拠り所もなく無秩序に行われることのないように、また、都市づくりを行う人々が共通の理解のもと、確固たる信念を持って長期的に取り組んでいけるよう、憲章を定める必要があります。

憲章そのものは法的規制力を持ちませんが、関係する全ての者は、その理念に基づき、実行のために内的規制力のある目標や規約を持ち、都市づくりに邁進しなくてはなりません。

それを実行するのは、未来も含めた産学民公から成る学術研究都市の市民です。市民が行動しようとした時、学術研究都市とは何なのか、自分たちは何をどう目指すべきか、その指針となるものが憲章でなければなりません。

21世紀の知の社会にあって、これからの都市のあるべき姿を九州大学学術研究都市の憲章を通して明らかにし、その実現に向けて力強く進むために、憲章は必要なのです。

2. 都市憲章の構成案

都市憲章にうたうべき内容は、本構想に記述されているもののうち、遠く将来にわたり意義を失うことのない、全ての関係者(上記の「市民」)の共感できるものとする必要があります、項目として次のようなものを考えています。

- ・学術研究都市の目標・理念
- ・対象地域
- ・関係者の責務
- ・整備の基本的な方針 等

